事 件 名	*相続放棄の申述*	
申立権者	相続人（相続人が未成年者又は成年被後見人のときはその法定代理人） ※ 相続人と法定代理人との間に利益相反が生ずる場合は、特別代理人の選任が必要になります。	
管　　轄	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所	
申立費用 （郵便切手が不足した場合には追加をお願いする場合があります。）	【必要書類等】	【購入先・請求先】
	□ 収入印紙　　８００円分	郵便局など
	□ 郵便切手　　110円×３枚 ただし、被相続人死亡（先順位者の相続放棄受理）から３か月以内の申立てで、かつ、次の①又は②場合　110円×１枚 ① 申立書に印鑑登録証明書を添付される場合 ② 裁判所の窓口で本人確認が可能な場合 ※ ①②の場合は、審理期間が短縮される場合があります。	
添付書類 （必要に応じてこれ以外の書類を提出していただく場合もあります。）	□ 戸籍謄本（全部事項証明書）等 必要な戸籍謄本等は裏面「相続放棄の申述の際に必要な戸籍謄本等」のとおり ※ 写しでの提出も可能です。 □ 被相続人死亡（先順位者の相続放棄受理）から３か月を過ぎての申立てで、債権者からの催告書や支払通知が届いている場合は、その書面のコピー。 □ 印鑑登録証明書（上記①の場合） 印鑑登録証明書を提出される場合は、登録された実印を使用して申述書を作成してください。 □ 身分証明書（の提示）（上記②の場合） 運転免許証などの公的な証明書をご提示ください	戸籍謄本等は本籍地の市区町村役場 （ただし、戸籍の請求者との関係によっては最寄りの市区町村役場で請求できる場合（例：請求者本人分）がありますので、詳しくは市区町村役場にお問い合わせください。） 住民票除票、印鑑登録証明書は住所地の市区町村役場、戸籍附票は本籍地の市区町村役場
申立後の進行	申立書受付後、担当者において書類を審査し、必要に応じて裁判所で事情をお聴きしたり、書面による照会をしたり、調査をしたりします。	
注意事項	**異なる順位の相続人が同時に相続放棄の申述をすることはできません。また、遺産を配偶者だけに相続させるためには、第１順位から第３順位の相続人の相続放棄がすべて受理される必要があります。**	
問い合わせ先	岡山家庭裁判所 （本庁受付係）　〒700-0807 岡山市北区南方1-8-42　℡ 086-222-4168 （倉敷支部）　〒710-8558 倉敷市幸町3-33　℡ 086-422-1393 （新見支部）　〒718-0011 新見市新見1222　℡ 0867-72-0042 （津山支部）　〒708-0051 津山市椿高下52　℡ 0868-22-9327 （玉野出張所）　〒706-0011 玉野市宇野2-2-1　℡ 0863-21-2908 （児島出張所）　〒711-0911 倉敷市児島小川1-4-14　℡ 086-473-1400 （玉島出張所）　〒713-8102 倉敷市玉島1-2-43　℡ 086-522-3074 （笠岡出張所）　〒714-0081 笠岡市笠岡1732　℡ 0865-62-2234 ※ 笠岡出張所は受付のみ行い、その後の手続は倉敷支部で進められます。倉敷支部での受付も可能です。	

相続放棄の申述の際に必要な戸籍謄本等

（いずれも発行から３か月以内のもの）

・本籍、（最後の）住所は、戸籍、附票・住民票等の表示どおり記載してください。
　例：× 岡山市北区南方１－８－４２　　○ 岡山市北区南方一丁目８番４２号
・印鑑登録証明書を提出している場合はその表示どおりの住所を記載してください。

戸籍について
・「戸籍謄本」、「改製原戸籍謄本」、「除籍謄本」という名称の場合もありますが、名称にこだわらず下記のものをご準備ください。
・必ず謄本（全部事項証明書）をお取りください。抄本（個人事項証明書）は不可。

【放棄する方全員必要なもの】

① **被相続人（亡くなった方）の住民票除票　又は　戸籍附票**
※ 住民票は個人番号（マイナンバー）の記載がないもの

② **放棄する方（申述人）の現在の戸籍**

【放棄する方が配偶者　又は　第一順位相続人（子及びその代襲者）の場合】

③ **被相続人の死亡の記載のある戸籍**

④ 放棄する方が代襲相続人（孫、ひ孫等）の場合、被代襲者（本来の相続人）の死亡の記載のある戸籍

【放棄する方が第二順位相続人（父母及び祖父母）の場合】

③ **被相続人の出生時に初めて載った戸籍から死亡時までのすべての戸籍**

④ 被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している者がある場合、その子（及びその代襲者）の出生時に初めて載った戸籍から死亡時までのすべての戸籍

⑤ 放棄する方が祖父母の場合、死亡している被相続人の父母がいればその死亡の記載のある戸籍

【放棄する方が第三順位相続人（兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい）の場合】

③ **被相続人の出生時に初めて載った戸籍から死亡時までのすべての戸籍**

④ **被相続人の父母・祖父母の死亡の記載のある戸籍**
ただし、生存していると仮定して90歳以上の方から更に遡った尊属の死亡の記載のある戸籍は提出不要の扱いとしています（例えば、被相続人の父が生存していれば90歳、母が85歳の場合は、父方祖父母の死亡の記載のある戸籍は提出不要ですが、母方祖父母の死亡の記載のある戸籍は提出が必要です。）。

⑤ 被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している者がある場合、その子（及びその代襲者）の出生時に初めて載った戸籍から死亡時までのすべての戸籍

⑥ 放棄する方が代襲相続人（おいめい）の場合、被代襲者（本来の相続人）の死亡の記載のある戸籍

１ 上記の戸籍中、重複（共通）するものはいずれか１通で差し支えありません。
　同順位者の複数が申述する場合、共通のものは１通で差支えありません。
　先順位者の放棄が受理されている場合、共通のものは後順位者の申述時には不要です。
　同一の被相続人についての相続の承認・放棄の期間伸長事件で、提出済みのものは不要です。
２ 申述人が未成年者の場合は、法定代理人の戸籍、特別代理人の選任審判書謄本等が必要な場合があります。
　申述人が成年被後見人の場合は、登記事項証明書、特別代理人の選任審判書謄本等が必要です。